

新たな「和歌山県総合計画」策定に係る経済状況等分析調査 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

新たな「和歌山県総合計画」策定に係る経済状況等分析調査業務

2 業務の目的

本県では、平成 29（2017）年 4 月に「和歌山県長期総合計画」を策定し取組を進めてきた。しかし、コロナ禍を契機として、暮らし方や働き方、人の流れが大きく変化するとともに、デジタル技術の進展や脱炭素・循環型社会への構造転換が求められるなど本県を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした社会情勢に対応するため、2040 年頃を展望した新たな総合計画を策定する。

本調査は、総合計画策定に向けて本県の経済動向を予測・整理するとともに、本県が今後取り組むべき施策の方向を分析・検討することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 7（2025）年 3 月 31 日まで

4 業務内容

（1）政策検討支援

分野（人権・文化・スポーツ、教育・子育て、経済・産業、地域づくり、福祉・環境、危機管理・インフラ整備の 6 分野）ごとに設置する政策検討の部会に出席（各部会 5 回計 30 回程度、オンライン出席含む）し、各部会が指定する論点（6 分野計 24 点程度）にかかる課題認識・政策検討の基礎となるデータ分析資料を作成し、報告を行うこと。

なお、各部会における会議録の作成は不要とする。

（2）経済推計モデルの構築と将来推計

国内外の経済構造の変化や県内の経済状況、産業動向等を踏まえて、以下の推計項目を含む県経済の主要指標から構成される経済推計モデルを構築し、将来推計を行うこと。

なお、本業務で作成する経済モデルは、内容が分かりやすく、拡張・変更が容易なものとし、過度に複雑なものとならないように配慮すること。

《推計項目》

- ・ 県内総生産及び産業別生産額（第 1 次、第 2 次、第 3 次）
- ・ 県民所得
- ・ 総就業者数及び産業別就業者数（第 1 次、第 2 次、第 3 次）

《推計期間》

- ・ 令和 7（2025）年度～令和 22（2040）年度

5 実施体制

受託者において、以下のとおり実施体制を構築すること。

- (1) 本業務に従事する者のうちから、本県との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者1名を選任すること。
- (2) 本業務に従事する者について適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。
- (3) 定期的に(少なくとも1月に1回)、本県との打合せ(オンライン会議を含む)を実施すること。

6 提出物

委託業務に係る提出物は以下のとおりとし、電子データで提出すること。

- (1) 委託業務の実施体制が分かる資料
業務責任者や各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。
- (2) 実績報告書
委託業務終了後、まとめて提出すること。
- (3) その他委託業務の実施に当たり本県が必要と認めるもの。

7 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、本県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用(複写及び加工を含む)し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、本業務終了後、速やかに本県から提供された資料等を返還すること。

8 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年10月5日条例第38号)、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

9 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、本県に帰属する。ただし、協議により、本県が認めた場合はこの限りではない。

10 支払方法

業務委託完了確認後、一括払いとする。

11 その他

- (1) 本県は業務期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 業務の実施にあたって必要な経費(交通費、印刷費等)は、全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費を精算することはしないものとする。

- る。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に本県と協議し、その指示に従うこと。